

令和2年4月28日

保育所・こども園（2・3号）
保護者の皆様

伊丹市教育長

新型コロナウイルス感染症対策による**特別保育の延長**について

新型コロナウイルス感染症の感染が依然予断を許さない状況であることを踏まえ、保育所等で実施している特別保育を、5月6日までとしていましたが、下記の通り、**5月31日（日）まで延長**することとしました。

なお、対象児童であっても、保護者の皆様には可能な限り家庭での保育にご協力をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、市ホームページにて、随時お知らせいたします。

保護者の皆様には引き続きご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 期間 令和2年5月7日（木）～5月31日（日）
- 2 特別保育の対象 これまで通り
※すでに「特別保育申出書」を提出済みの方は、新たな申し込みは必要ありません
※医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）については、保護者のいずれかが従事していれば、対象児童となります
- 3 保育料 引き続き利用日数に応じて日割り計算をします

【問い合わせ】

- ・園児が在籍している保育所、こども園
- ・教育委員会事務局 幼児教育推進課 072-780-4313
教育保育課 072-784-8035

※在宅での子育て相談を、下記にて随時受け付けています

- ・通われている各施設
- ・教育委員会事務局 幼児教育推進課（072-780-4313）
幼児教育センター（072-780-2488）

※市幼児教育センターから保護者とお子さんと楽しめる動画「おうちであそぼう！」を配信中
「伊丹市幼児教育推進課」で検索してください